

沈黙の犯罪「性的虐待」の諸問題

第3期 子ども虐待問題セミナー

吉田タカコ氏

奥山眞紀子氏

講演要旨

吉田タカコ氏講演

性的虐待のない社会の実現を
目指して

子ども虐待問題セミナー運営委員会（代表・初美、足立定夫）主催の第三期セミナーが「性的虐待」をテーマに昨年の十二月一日、新潟市で開催されました。定員をはるかに越える二〇〇名余の参加者で関心の高いことがうかがえました。

講師は、吉田タカコ氏（ジャーナリスト）と奥山眞紀子氏（前埼玉県立小児医療センター、現国立成育医療センター・児童精神科医）のお二人で多くの問題提起がありました。本稿は講演の要旨を断片的にまとめたものです。

私は約二年半にわたり、子どもの頃に性被害に遭い成人してからもなお深い心の傷を抱えて困難な生活をしている当事者の方々の声を取材してきました。この問題に取り組もうとしたきっかけは、単身用のアパートの集合ポストに毎日のように投げ込まれる大量のピンクビラの中にロリコン、いわゆる中高生を連想させるようなタイトルとともに「10歳〇〇ちゃん」とか「8歳〇〇ちゃん」というようなのがずらっと並んで

いたのです。これを見て二つの意味でショックを受けました。一つは、こんな10歳に満たないような子ども達を被写体にしたポルノビデオが堂々と流通している事実。その子はこの事実が一生記録に残ってしまふ。そしてそれが大量にばらまかれて誰が見ているかわからないという状況を一生抱え続けなければならぬ。その恐怖と屈辱感は想像を絶することだろうと思うと、体が震えるほどの怒りを覚えました。二つは、このことに対して声を大にしてNOと言う人がなくばらまかれ続けてきたということは、それを社会が容認してきたということ、そのことが犯罪を助長しているのではないか、これは子ども全体に対する性的人権の侵害だと思ったのです。

子どもの性被害の実態

Sexual Abuse (セクシュアル アビューズ) を日本語で「性的虐待」と訳すと何かレイプなどの暴力を伴ったものというニュアンスになってしまいますが、セクシュアル アビューズというのは、例えば服の上または直接子どもの胸・お尻・性器にさわるとか見

(表1) 全国無作為抽出調査における性的虐待の主な結果

	(女性) N=1,282	(男性) N=299
身体的接触及び身体的非接触による性的虐待	754 (58.8)	3 (12.0)
(そのうち18歳未満の被害者)	506 (39.4)	30 (10.0)
身体的接触による性的虐待	667 (52.8)	0 (0)
(そのうち18歳未満の被害者)	372 (29.0)	0 (0)
痴漢被害	556 (43.4)	9 (3.0)
(そのうち18歳未満の被害者)	249 (19.4)	9 (3.0)
レイプ及びレイプ未遂	139 (10.8)	0 (0)
(そのうち18歳未満の被害者)	66 (5.1)	0 (0)

(表2) 一般人口(18歳以上40歳未満)に適用した場合の主な発生頻度

	男性	女性
痴漢被害	100人中3人	100人中43人
18歳未満の痴漢被害	100人中3人	100人中19人
身体的接触及び身体的非接触による性的虐待	100人中12人	100人中19人
身体的接触による性的虐待	100人中6人	100人中53人
18歳未満の身体的接触による被害	100人中4人	100人中29人
レイプ及びレイプ未遂	なし	100人中11人
18歳未満の被害	なし	100人中5人

る、性的な言葉をかける、あるいは加害者が性器を見せる・さわることを強制するなど、優位な立場にある人間がその立場を利用して性的に子どもにも不適切で誤った関わりをすることすべてをさします。

日本ではどれだけの性的虐待が起きているかとい

(以上、「子どもと家族の心と健康」調査報告書」「子どもと家族の心と健康」調査委員会 日本性化学情報センター 1999 による)

ますと、近年これだけ児童虐待の問題を取り上げられていながら国としての実態調査はやっていません。唯一数字としてあるのは全国の児童相談所に寄せられた相談件数だけなんです。これは氷山の一角で実態を把握しているとは言えません。とりわけ性的虐待は被害を受けた子ども自身が沈黙を守っている、あるいはまわりの大人が表さたにしないでおこうとするために児童相談所に相談することは極めてまれだからです。

表1・2は数人の専門家による「子どもと家族の心と健康」調査委員会が、一九九八年に初めて全国規模で無作為抽出調査を行った報告の一部です。(一八歳～三九歳の女性五千名・男性二千名に郵送、回答は女性一二八二名・男性二九九名)

この調査によりますと一八歳までに何らかの性的被害に遭った人は、女性で三九・四％、男性でも一〇％もいます。この数字からみましても性的虐待というのは家庭内だけに限らず、特殊な人に起こるのでもなくごくごく身近なところ起こると言えます。

性被害の長期的影響

たくさんの人達が過去の被害経験をもって生きていますが、その長期的影響はさまざまです。

性的虐待で長期的な影響を受けている人の多くは自己評価がものすごく低いことです。自分は汚れている、自分だけがみんなと違ってしまっている、自分が悪いんだと自分を責めつづけ、自分を粗末にしがちになっている人が多くいます。

また、人間関係につまづきがある人も多くいます。性的虐待という心と身体に土足で踏み込まれ尊厳を踏みじられた経験をしますと、他人との距離感が分からなくなってしまうからです。どういいう状況が人間関係で危険なのかというようにことに気づきにくく、繰り返し被害にあってしまうという悪循環に陥っている傾向があります。

被害経験をもつ方に過食・拒食・過食嘔吐などの摂食障害が多いと言われています。性被害の当事者のそれは若い女性の過度なダイエット願望とは全く違い、自分の存在の否定だったり緩やかな自殺願望に起因するものだったりするのです。自分は価値のない人間だから世の中から消えてしまいたいと思って、誰にも迷惑をかけないできれいに死ぬ方法は拒食しかないと言った人がいます。これはものすごい自己評価の低さと言えます。死のうと思っているときですら自分の存在をなるべく人に迷惑をかけないようにと考えているの

です。

被害者、そして加害者を生み出さないために

性被害経験を持ちながらも生きぬいてきた人のことをサバイバーと言いますが「サバイブする」（生きのびる）という影には生きぬけなかった犠牲者もいます。多くのサバイバーは様々な問題とか生きづらさを抱えながら心に蓋をし続けて、なるべく向き合わないようにして生きています。その記憶が何らかのきっかけで突然よみがえるのがフラッシュバックという現象ですが、何年も何年も封印して考えないように心に蓋をしているからこそ何年たってもフツと思いつ出した時に非常に生々しいままであるということになります。

「沈黙を破る」ということは、心の蓋を開けて、今まで向き合わないようにしてきたことに向き合うということ、自分の中の怒りとか悲しみを吐き出すことです。自己評価が低く無力感や罪悪感を持っていた自分と決別できる作業なわけです。沈黙を守り続けているということは社会に性被害がないということになってしまいます。またそれは加害者を野放しにすることにもなるわけです。

沈黙を破るとか語るといふことは何も公の前でカムアウトするだけではないのです。方法はいろいろあります。例えば、友人に話す、知っている人に話しづらいう場合には相談窓口とか電話相談を利用する方法もあります。またカウンセリングを受けることもいいでしょうし、自助グループに参加することもできます。口に出して話すことがしんどいならば匿名で新聞や雑誌に投書するのでもいいかもしれません。どれだけ自分が苦しい思いをしてきたか、どれだけ重大なことだったかを誰か一人にでも伝えるという作業は、それだけ世の中の誰かがこの問題の重大さを知ることにつながります。

語ったからこそ社会が問題の深刻さを認識できるようになると思います。しかし今の社会的認識はどうか、例えば平成一〇年におきた小学校二年生の女の子を殺害した痛ましい事件の新聞記事の中で婦女暴行致死・殺人・死体遺棄の刑に問われている被告に対しての判決ですが、判決文の報道は「……女兒が死亡するかもしれないことを認識しながら、それでもかまわないとの意思のもとに首をしめて失神させていたずらし、ビニールひもで首を絞め上げて殺害、……」というように、婦女暴行・致死に問われている罪に対して「い

たずら」ということばが使われています。

報道ではよく子どもに対する性被害を「いたずら」ということばに置き換えられています。これは被害者のプライバシーを守るという意識にみえながら、子どもに対するこういう犯罪がいたずら程度のものとしか認識していないことの表れではないかと思えます。

社会に何が必要か

▽被害者に対する支援機関とか更生にかかわるサービスなどの活動の充実 特に裁判についての情報や知識を得ることは当事者にはたいへんエンパワメントになり安心感につながると思えます。そういう知識を伝える機関があるといいと思えます。

▽医療サポートの充実 日本では性暴力や性的虐待の被害に対しての医療はまだ不十分です。例えば産婦人科医の約八〇%が男性だそうですが、これは被害者が診察を受けるのに大きな抵抗になると思えます。アメリカでは既に二〇年以上も前からSANE (Sexual Assault Nurse Examiner) 「性被害対応専門看護婦」というプログラムがあります。性被害に對する専門的な知識や技術を身につけて質の高い医療の支援を提供する看護婦や保健婦を養成するもので

す。

▽二十四時間対応のホットラインの設置 思い立った時にすぐ電話できるような相談電話でなければ本當に被害者は救えないと思えます。アメリカとかカナダ・イギリスでは国や自治体の資金で無料の二十四時間ホットラインが開設されていて関係機関との連携も成り立っています。

▽人間教育としての性教育の充実 日本ではごく小さいころからすぐくゆがんだ性情報が巷にあふれていてそれにさらされて育ってくるわけです。日本では一九九二年が性教育元年といわれていますが、これは学習指導要領に月経の他に男子の精通が記載されたからです。性教育の基本はお互いが性を認め合って尊重し合う人間教育であるべきだと思います。充分な性教育を受けられないで大人になった人達というのは自分自身の体をよく知らないということが往々にしてあります。

▽男性の育児参加が間接的に性虐待を防ぐ 性的虐待の原因の一つに子どもを物としてみってしまう傾向があるとされています。いま少子化の中で男性は(女性も)自分の子どもを生むまでは赤ちゃんに一度も触れたことがないという人がいっぱいいると思えます。

地域でもそんな機会がないとすれば子どもをかけがえない一人の人間として学ぶことが少ないと思います。

盛岡市では「パパ手帳」を発行してお父さんも子育てを積極的に応援するようにしています。北欧では男女平等社会とか男性の育児参加というようなことを行政が積極的に働きかけていった副次的な効果として性的虐待の発生率が下がってきていると言われています。

▽CAPプログラム これは子どもが被害者にならないことと同時に加害者にならないための教育と言えます。CAPのような民間団体が学校にはいっていくということはないへん敷居が高いのですが、葛飾区では教育委員会が積極的に取りいれたと聞いています。

このように行政単位・市町村単位で取り組むことから加害者を生まない社会を築いてゆけると思います。

*CAPについては、本誌36ページ参照

*吉田タカコ氏の講演について詳しくは氏のルポルタージュ『子どもと性被害』（集英社新書）をご覧ください。



奥山眞紀子氏講演

性的虐待の基礎知識

虐待とは子どもの権利への重篤な侵害であるという位置づけがなされています。身体的な虐待は子どもの命や安全が守られる権利ということになりますが、性的虐待はどういう権利の侵害かと言いますと、子どもの場合には子どもの性の安全が保障されることと子どもの健全な性の発達が保障されること、この二つの権利が侵害されるということです。

性的虐待の歴史

性的虐待は今に始まったことではなく古くからあった問題なんです、これを社会が否認してきた。それは一つには近親姦のタブー、もう一つは子どもは大人の所有物だから何をしてもいいという考え方があったのではないかと思えます。

一八八六年にフロイドがヒステリーの症状の原因に性虐待があったということを最初に発表したのですが、あまりに社会からの攻撃が強くて撤回してしまい、その後、子どもというのは異性の親と関係したいというファンタジーがあるという理論を展開していくこと

になってしまいます。結局その後は、大人の精神分析などで女性が父親、または男性が母親と性的な関係が語られたとしてもそれはエディプスコンプレックスに基づくファンタジーだというような解決のされ方がなされてきてしまいました。このことがセクシュアルアビュースが実際にあるんだと社会に知られるようになることの非常な妨げになったと言われています。

性的虐待が精神的にも非常に大きな問題を持ってくる危険性があると言われ始めたのは六〇年、七〇年代くらいからです。それが社会的に広く知られるようになったのは、アメリカの有名な作家バージニア・ウルフが、私はかつて父親から性的虐待を受けたとカミングアウトしたことが社会の認識を高める役割を果たしたと言えます。その他に子どもの権利や子どもの虐待に対する注目が加わって、性的虐待の報告数が一気に伸びたのが一九八〇年代です。

「レイプ神話」

社会的に考えられているウソ

▽二〇歳前後の若い—— 「レイプ」というと被害者は二〇歳前後くらいの若い女性をイメージすると思いますが、そうではなく子どもも多くあります。加害

者にとってどういう人を対象に選ぶかという、自分の力に屈する人なんです。だから子どもは男の子も含めて対象になりやすいのです。

▽夜、暗い公園で—— というイメージがありますが、実際には白昼の被害が多いのです。しかも公園などというよりも建物の中の被害も多くあります。

▽見知らぬ男から—— というよりも加害者は知人も多いと言われています。全国調査「子どもと家族の心と健康」に私もかかわったのですが、小学校終了までに女の子の六・四人に一人が何らかの性的被害を受けています。これはかなり多い数だと思えます。その調査で、最も深刻と受けとめた人が記載した加害者は六〇%くらいが見知らぬ人でした。これは、電車の中の痴漢が多かったためと思われれます。電車の中で痴漢にあうのはよくあることと思われるかもしれませんが、被害にあった方のトラウマは大きいことがわかりました。

全体としてみると、嫌なのに侵入されてきた、それは物理的な侵入とか言葉での侵入もありますが、自分の予測しない時に急激に自分の境界線を越えられたというところが非常に大きな不安とかトラウマになるということだと思えます。

逆に見れば加害者が知人というのは、近所の人とか教師とか塾の先生などを含めて四割もいるのです。

▽性的な強姦——は日本では刑法学的にいうと性器と性器の結合がないと強姦と言わない。しかし、ありとあらゆる性被害やいろんな形の性の接触もあります。

▽女性の不注意だ——これはよく言われることですが、さっき吉田さんも言われたように決して被害者の過失ではない。悪いのは一〇〇%加害者です。

▽女性にも欲望がある——これは全くのウソです。

「レイプ神話」で一番問題なのは、女性にレイプ願望があると思っている男性が結構多いということ。

それはいろんな読み物とかビデオなどの影響はかなりあると思います。女性に性的な意識や欲望があるというのとは当然のことですが、レイプに対する欲望は普通はありません。これはやはり性に対する社会的観念の非常に大きな問題です。このために性的な虐待をしていながら悪かったと思えない人が多くいます。家庭内でも「子どもだって喜んでいる」というようない方をする親もいます。

以上が社会的・一般的に考えられているウソだと思えます。

性的虐待の定義とは何だろうか

性的虐待を虐待者の行為に焦点を当てて考えると判断が難しくその境界線は非常にあいまいになってくるだろうと思います。私が臨床をやっていく上でいつも考えている「行為」としての定義は、被害者の発達の段階および社会的状況から明らかに過度の性的刺激となる行為、あるいは虐待者が性的満足を得るための行為を考えています。それから虐待者が被虐待者に対して身体的または心理的に優位に立つ力関係があつて被虐待者が子どもであること、つまり大人と子どもという権力構造を背景として子どもにとって過度の性的な刺激というふうに考えています。虐待というのはあくまでも子ども側から見たほうがいいし、私たちが臨床で子どもを守ろうとする上では子どもの側からすべてを考えていく視点を忘れてはいけないと思います。

「家庭内性的虐待」と「家族外性的虐待」

「家族内性的虐待」は「家族外性的虐待」と比べてどんな問題が多いかと言いますと、「家族外」の場合はお母さんやお父さんが本当に子どもを守り癒す側に立ったときにはそれほど心配なく何とかなっていくん

じゃないかと思えます。症状に表れる大きな違いは家族外で性被害を受けた子どもは家族に話をした後にごいPTSD（心的外傷性ストレス障害）の症状を出します。

ところが家族内で性的虐待を受けた子どもはそんなに強いPTSDの症状を出さないことが多いのです。どういう症状があるかと言いますと、自分の中であったことに対して沸き起こってくる感情を一切認めない否認や、それから解離かいりという自分が自分ではないような状態、自分が被害に遭ったのではなく自分の分身が被害に遭ったというような、自分に被害があったとあまり思っていないような状況があって典型的なPTSDの症状が出てきません。

家庭内性的虐待の問題

どうしてそうなるのか、いくつかその要因を考えてみます。

▽性的虐待が日常となる このことは家庭内の性的虐待で非常に大きな問題だと思えます。虐待を受けている生活が日常なんです。子どもは日常の状態に適應する能力は大人に比べてはるかに高いわけですから虐待のある状態にどんどん適應してしまっています。

他の虐待でもそうですが、すごい痛みを伴う虐待を繰り返されていると痛みを感じなくなってしまうのです。

▽隠さなければならぬ これも子どもにとってはものすごい負担です。隠さなければならぬということとは要するに言葉を自分の中に飲み込んで行くということです。言いたいことを言わずに抑え込んでいるわけですから人との関わりを絶ってしまおうということが出てきます。だから性的虐待を受けた方々は言語表現が非常に苦手だということがあります。

▽愛情と性が混同されやすい 家庭内の性虐待では暴力を伴って押さえ込まれて性虐待を受けている場合の方が相手を憎めるんです。意外に困るのは「お前が好きだから」とか「お母さんに内緒だよ。お母さんよりお前の方が好きだと分かったらお母さんが怒るかも」というような形での性虐待です。そうすると「私の方が愛情を受けている」というふうに感じます。それが続くとき性ではない愛情の持ち方を学ばなくて、愛情を受けるといのは性的な関わりを持つことだと思ってしまうことがあります。これは非常に大きな問題だと思えます。

▽家族の心理的状态と密接に絡む お母さんが病氣だったりするとお母さんの代わりをさせられることが

あります。その家の中で彼女の占める位置が高くなるのです。ひどいときにはお母さんとライバル関係になってしまうこともあります。性的虐待があると薄々感じとっている母親というのはそれを認めたくないことが多くあります。そして残念なことに最後にはどっちをとるかといったら父親をとることがあります。

▽孤立させられやすい これは家族の中で一人になる、させられるということが多いです。父親が娘に話をさせたくないというのがあって接触を全部絶ててしまおう。子どもも秘密を守らなければならぬ、これは隠さなくてはならないと思っているので、だんだん孤立してしまおうということもあります。

▽癒しがなされない 子どもにとって本来癒しの場である家庭が虐待の場になっていくわけです。癒されないうままに傷が重ねられていくわけです。退行して守ってもらおうこともできない状態が続いてしまいます。

どういう時に性的虐待を考えるか、
そのサイン

次のようなことがあったら当然性的虐待を考えなくてははいけません。

・「私はこんなことをされています」とか「家の子

がお父さんの子を妊娠しておろしたんです」というような本人や家族からの開示があったとき。・若年妊娠の場合。・性器や肛門の外傷。・性感染症(淋病、梅毒、クラミジア、エイズなど)。・初経前の尿道感染症や膣炎の反復。・性器や肛門の痛みや原因不明の掻痒感。・年齢に不相応な性的言動(過度のオナニー、他人の服を脱がせようとしたり性器やその周囲を触ろうとする、他人の手を自分の性器に持っていく、性的な質問を繰り返す、自分の性器を見せる、性的な体位をとるなど)。・比較的大きい子の場合の不特定多数を相手にする性的逸脱。・セクシーな雰囲気。・衣服を脱ぐことへの極端な不安とかトイレを怖がるなど。

性的虐待の疑いがあるとき、専門家に
つなげるまでの対応はどうするか

〈開示はないが疑わしいとき〉

▽できれば虐待者と違う性の人が話を聞くのが望ましい。例えば女の子で虐待者がどうも男性のようだとしたら女の人が聞くほうがいい。

▽冗談ではぐらかさないうで真剣に聞いてあげる。本人にとって話すことはとっても大変なことです。

▽不安の少ないところから徐々に本題に入っていく。

いきなり「性的虐待を受けたことある？」と聞いたら本人は答えられない。

▽だんだん核心に近づくとばっと話題を変えてしまうことがある。その時は何かあるなと思いつながら少しお付き合ひしながらまた戻っていく方がよい。

▽「誰にも言わないから話してごらん。話すよ」になるよ」これはあまり言わない方がいい。もし本当に性虐待だと分かったら誰にも言わないわけにはいかない。「話すよ」も本人が決めることで私たちが決めることではないからです。

▽根掘り葉掘り聞く必要はない。虐待がどうもあるらしいというところに近づければそれで充分です。

▽年令に応じて人形や絵を使う。小さい子どもの場合とか言語表現の苦手な子の場合にはとても言葉では対応できません。

▽話をした後は大変不安になるので、安心させる時間をとること。それがないと逆効果になることがあります。

〈本人から開示があったとき〉

▽子どもの話を否定したり疑ったりしない。「それ、本当なの？」とか「お父さんが可愛がっているだけ

やないの？」などのように。

▽子どもを責めない。「あなたがそんなことするからよ」とか「どうしてヤダッて言えなかったの」など。

▽ささいなこととして済まさない。「そんなこと大したことじゃないでしょう」のように。

▽開示があったら他人に聞かれないところで十分な時間をとって話をすることが望ましい。

▽開示したことを勇気あることとして受けとめる。

▽危険度を考える。現在進行形のときは危機状態というふうには考えないといけません。

専門機関（児童相談所など）につなげるときにどうするか

まずは児童相談所が考えられます。子どもは秘密にしてほしいという気持ちは当然ありますが、同時に助けてほしいと思っています。だから「あなたを守りたい、あなたを助けたい、だから相談に行く」ということを充分に説得することが大事です。児童相談所に行く時は、開示された人がいちばん信頼され受けとめてもらいたい人だから一緒に付き添って行くか、児童相談所の方に来てもらって話を聞くようにします。

妊娠とか生殖器裂傷などの場合にも児童相談所に話を

して医療機関につなげるという形があります。警察とか法律家につなげるにも児童相談所が介入してからも遅くありません。

専門機関の対応に関しては子どもを中心に配慮することが重要ですが、子どもにも何回も話をさせることは避けるべきです。児童相談所でも話をし警察や医療機関でも話をしたといのはできるだけ避けて一緒に話を聞く、しかも司法の対象になることも頭に入れながらどうやって話を聞いていくかを考えなければなりません。

子どもの権利侵害ということを考えた法律を

今、家庭内性虐待について加害者を罰する法律というのは強姦罪・強制わいせつ罪などの刑法、児童福祉法、児童売春・ポルノ禁止法などいろいろがあります。刑法の性犯罪の部分は家を守るために随分昔に作られた法律を戦後もそのまま採用してしまっただけです。買春ポルノ法も買春ポルノだけを考えてつくったわけです。児童福祉法もありますが、それも非常に弱く、みんなあまりにもバラバラなんです。ですから本当に子どもの権利侵害ということを考えて作られた

法律というのはないわけです。それをもうちょっとまとめて子どもの権利侵害をした人にどう対応するかを、法律的にもう少し考えていってほしいと思います。

昨年十二月十七日から四日間、子どもの買春やポルノなど性的人権侵害の根絶を目指して「第二回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が一二八ヶ国の政府や国際機関、非政府組織（NGO）などの関係者約三三〇〇人が参加して横浜市で開かれました。これにむけて国連児童基金（ユニセフ）は、全世界で数百万人の子どもの性的産業で搾取されており、地球規模での対応が必要だと報告しています。

その後、「世界会議」を受けての取り組みとしてシンポジウム「児童ポルノ児童買春のない世界をめざして」が新潟市でも開かれました。

児童の性的虐待根絶の道は途についたばかりですが、確実に広がっています。

（文責・小板 邦男）